

国際大会及び海外合宿等への派遣規程

(趣旨)

第1条 本規程は、公益社団法人日本エアロビック連盟(以下「本連盟」又は「JAF」)が、各種国際大会及び海外での強化合宿等に選手、コーチ、審判員、役員、関係者等を派遣する事項について定める。

(派遣の権利)

第2条 本連盟は、国際大会派遣選考会議を置く。

2 国際大会派遣選考会議の長(以下「選考会議長」)は、理事の中から理事会で選任するものとし、同会議のメンバーは、選手強化委員会、審判委員会、理事会及び外部有識者のうちから、最低3名以上を、選考会議長が選任する。

3. 国際大会派遣選考会議は、本規程3条に定める国際大会への派遣の可否や派遣する選手について定める派遣基準を策定し、当該派遣基準による選考を実施する。ただし、当該派遣基準については、理事会の承認を得るものとする。

4. 同会議のメンバーの任期は、理事の改選期に合わせて2年とする。

(派遣の範囲)

第3条 本規則の対象は、次の通りとする。

- (1) 本連盟主催「エアロビック世界大会」、FIG 主催「エアロビック世界選手権大会」「エアロビック年齢別選手権大会」
- (2) AGU(アジア体操連合)主催「アジア選手権大会」、ワールドゲームズ等大会
- (3) FIG 主催 World Cup Series(本連盟主催「エアロビック世界大会」は除く)および各国体操協会主催オープン競技会、AGU 主催「アジア・カップ」等大会
- (4) 海外で開催される強化合宿
- (5) その他、本連盟が承認した国際大会及び海外合宿、研修等

(選手の派遣手続)

第4条 前条に定める国際大会について、第2条に従い派遣することが決定した選手に関する派遣のための事務手続は、日本体操協会(以下「JGA」)と本連盟が協力して行うものとする。

- 2 前条(1)(2)の大会および(4)の合宿の派遣は公式派遣とし、日本代表選手として団長以下選手団を編成して派遣する。
3. 戦争やテロ、自然災害など不測の事態が発生し、既に支払い済みの費用等において回収不可能な場合は、派遣選手の負担とする。

(審判員の派遣)

第5条 派遣の実施および派遣審判員は国際大会派遣選考会議が最終決定し、各大会の派遣要項に基づいて本連盟が派遣手続を行う。

2. 派遣審判員は、有効な JAF 認定審判員資格、FIG 認定国際認定審判員資格を有していなければならない。
- 3 派遣審判員は、帰国後ただちに当該大会についてのレポートを本連盟に提出しなければならない。
4. 3条(3)の大会については、第1審判は派遣選手が選ぶ権利をもつ。(航空運賃は参加全選手間で負担する) 派遣選手が2名以上おり、それぞれが別の審判員を希望する場合は、上位選手が希望する

審判員を第1審判員とし、別の審判員は第2審判員となる。

(帯同コーチ/帯同保護者の派遣)

第6条 帯同コーチの派遣は国際大会派遣選考会議が決定し、各大会の派遣要項に基づいて本連盟が派遣手続きを行う。ただし、

日本選手団を編成し公式派遣する大会においては、原則として帯同コーチがいることを条件とするが、コーチ派遣数に制限のある場合は、次項に準じて派遣コーチを決定する。

2. 派遣の優先順位は原則として以下の基準を適用する。ただし、いずれの場合も登録クラブのコーチを優先する。また、下記の基準に当てはまらない事象が起きた場合は、派遣選考会議において協議し、理事会の承認を得る。

- (1) 決勝進出の可能性が高かつ上位入賞が望める選手のコーチ
- (2) 決勝進出の可能性が高い選手のコーチ
- (3) 派遣大会の多くの部門に^{※1}第1代表選手を輩出しているコーチ
- (4) 派遣大会の多くの部門に代表選手を輩出しているコーチ

※1:「全日本総合エアロビク選手権大会 日本代表選考会」1位の選手、ユースミックス・ペア部門とグループ部門は「JOC ジュニアオリンピックカップ」1位の組

3. ユース選手の派遣は、場合により帯同保護者の派遣を行う。

(その他の保護者)

第7条 前条第3項以外で、派遣選手の保護者が個人的に大会観戦に行くなどする場合は、本連盟に事前に通知しなければならない。

(派遣選手の行動規範)

第8条 派遣選手は、次の規範に従って行動しなければならない。なお、帯同コーチ等関係者は、この指導に務めなければならない。

- (1) 競技規則を守り、スポーツマンシップに則って競技する。
- (2) 常に日本の代表としての誇りを持ち、日本代表としての義務を遂行するとともに、日常の心身の管理に努める。
- (3) 社会の一員として責任ある態度と行動をとる。暴力行為、セクシャルハラスメントおよび個人的な差別など、人権尊重の精神に反する行動をとらない。
- (4) ドーピングに関して正しい知識を持ち、ドーピングを行わない。
- (5) 大麻等禁止薬物を使用しない。
- (6) 違法賭博を行わない。
- (7) 反社会的勢力と関わらない。
- (8) 主催者、支援者に対し常に敬意をもって接する。
- (9) 各大会の開催要項を遵守する。

(派遣の費用)

第9条 派遣選手、帯同コーチ、帯同保護者、審判員等の費用は、原則として個人負担とする。

(海外傷害保険の加入)

第10条 派遣選手、帯同コーチ、帯同保護者、審判員は、自己の責任において派遣期間全てを保証する疾病・傷害・賠償責任を補填する海外旅行傷害保険に加入しなければならない。派遣期間中のいかなる疾病・傷害・ケガ・事故・盗難等について、本連盟は一切責任を負わないものとする。

(派遣の事務手数料)

第11条 派遣選手ならびに帯同者の派遣手続きに係わる手数料の負担は、次の通りとする。

- (1) 派遣選手、帯同コーチ、帯同保護者、審判員および役員等については、本連盟が負担する。
- (2) 家族等その他帯同者の派遣については、1人5,000円の手数料を本連盟に支払うものとする。

(その他)

第12条 本規程にない案件が発生した場合は、国際大会派遣選考会議が判断し、理事会に報告する。

(付則)

第12条 本規則は、平成15年1月1日から施行する。

2. 平成17年4月1日改訂
3. 平成21年4月1日改訂
4. 平成22年9月1日改訂
5. 平成24年7月20日改訂
6. 平成25年4月1日改訂
7. 平成27年1月1日改訂
8. 平成29年4月1日改訂
9. 平成30年4月1日改訂
10. 平成31年4月1日改訂